

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 31 年3月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 10 件

厚生年金保険関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800617号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800123号

第1 結論

請求者のA社における平成23年8月12日の標準賞与額を10万円、同年12月27日の標準賞与額を22万円に訂正することが必要である。

平成23年8月12日及び同年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年8月12日及び同年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年8月12日
② 平成23年12月27日

A社から請求期間①及び②に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、請求期間①及び②に支払われた賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与明細書、平成23年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び給与集計表により、請求者が、請求期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、請求期間①は10万円、請求期間②は22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800521号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800124号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成15年6月30日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

平成15年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額については、50万円を150万円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月10日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月30日
② 平成15年7月10日

A社から支払われた賞与のうち、請求期間①に係る標準賞与額は、年金給付に反映されない記録とされており、請求期間②に係る標準賞与額は、年金給付に反映されるものの、実際より低額となっている。

請求期間①については年金給付に反映される記録に、請求期間②については正しい標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①については、A社から提出された賃金台帳により、請求者が同社から50万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答している一方で、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年11月21日に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の請求期間①に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②については、A社から提出された賃金台帳により、請求者が同社からオンライン記録の標準賞与額(50万円)を超える166万1,100円の賞与の支払を受け、当該賞与額

に見合う標準賞与額（上限額の 150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答している一方で、請求期間②に係る賞与額を訂正する届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 30 年 11 月 21 日に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間②に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800522号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800125号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成15年6月30日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

平成15年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額については、50万円を150万円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月10日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月30日
② 平成15年7月10日

A社から支払われた賞与のうち、請求期間①に係る標準賞与額は、年金給付に反映されない記録とされており、請求期間②に係る標準賞与額は、年金給付に反映されるものの、実際より低額となっている。

請求期間①については年金給付に反映される記録に、請求期間②については正しい標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①については、A社から提出された賃金台帳により、請求者が同社から50万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答している一方で、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年11月21日に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の請求期間①に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②については、A社から提出された賃金台帳により、請求者が同社からオンライン記録の標準賞与額(50万円)を超える166万1,100円の賞与の支払を受け、当該賞与額

に見合う標準賞与額（上限額の 150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答している一方で、請求期間②に係る賞与額を訂正する届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 30 年 11 月 21 日に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間②に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800523号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800126号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成15年6月30日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成15年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額については、40万円を150万円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月10日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月30日
② 平成15年7月10日

A社から支払われた賞与のうち、請求期間①に係る標準賞与額は、年金給付に反映されない記録とされており、請求期間②に係る標準賞与額は、年金給付に反映されるものの、実際より低額となっている。

請求期間①については年金給付に反映される記録に、請求期間②については正しい標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①については、A社から提出された賃金台帳により、請求者が同社から40万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答している一方で、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年11月21日に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の請求期間①に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②については、A社から提出された賃金台帳により、請求者が同社からオンライン記録の標準賞与額(40万円)を超える172万4,100円の賞与の支払を受け、当該賞与額

に見合う標準賞与額（上限額の 150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答している一方で、請求期間②に係る賞与額を訂正する届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 30 年 11 月 21 日に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間②に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800524号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800127号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成15年6月30日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成15年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額については、40万円を150万円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月10日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年6月30日
② 平成15年7月10日

A社から支払われた賞与のうち、請求期間①に係る標準賞与額は、年金給付に反映されない記録とされており、請求期間②に係る標準賞与額は、年金給付に反映されるものの、実際より低額となっている。

請求期間①については年金給付に反映される記録に、請求期間②については正しい標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①については、A社から提出された賃金台帳により、請求者が同社から40万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答している一方で、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年11月21日に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の請求期間①に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②については、A社から提出された賃金台帳により、請求者が同社からオンライン記録の標準賞与額(40万円)を超える195万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合

う標準賞与額（上限額の 150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答している一方で、請求期間②に係る賞与額を訂正する届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 30 年 11 月 21 日に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間②に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800525号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800128号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成15年6月30日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成15年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額については、40万円を150万円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月10日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月30日
② 平成15年7月10日

A社から支払われた賞与のうち、請求期間①に係る標準賞与額は、年金給付に反映されない記録とされており、請求期間②に係る標準賞与額は、年金給付に反映されるものの、実際より低額となっている。

請求期間①については年金給付に反映される記録に、請求期間②については正しい標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①については、A社から提出された賃金台帳により、請求者が同社から40万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答している一方で、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年11月21日に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の請求期間①に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②については、A社から提出された賃金台帳により、請求者が同社からオンライ

ン記録の標準賞与額（40万円）を超える226万2,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（上限額の150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答している一方で、請求期間②に係る賞与額を訂正する届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年11月21日に年金事務所へ提出していることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間②に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800516号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800129号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成28年7月1日から平成30年4月6日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成28年7月から平成29年8月までは38万円を47万円、同年9月から平成30年3月までは38万円を50万円とする。

平成28年7月1日から平成30年4月6日までの期間について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年2月6日から平成30年4月6日まで

年金記録では、A社における標準報酬月額が38万円と記録されているが、実際には、それよりも高い給料が支給されていた。

給料明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を年金額に反映するように訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、訂正請求受付日(平成30年8月29日)において厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅している期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については厚生年金保険法を適用することとなることを踏まえて、平成24年2月6日から平成28年7月1日までの期間については厚生年金特例法を、同年7月1日から平成30年4月6日までの期間については厚生年金保険法を適用し、記録の訂正が認められるか否かを判断することとなる。

請求期間のうち、平成28年7月1日から平成30年4月6日までの期間について、請求者提出の給料明細書、A社の代理人弁護士から提出された同社の給料一覧表、同社と顧問契約していたとする税理士提出の源泉徴収簿並びにB金融機関及びC金融機関提出の預金取引明細表から判断すると、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額(38万円)を超える報酬月額の支払を事業主から受けていたことが確認できる。

また、日本年金機構D事務センターは、請求者の平成28年7月1日から平成30年4月6日までの期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の算定の基礎となる報酬月額に見合う標準報酬月額について、平成28年7月から平成29年8月までは47万円、同年9月から平成30年3月までは50万円であると回答している。

したがって、請求者の平成28年7月1日から平成30年4月6日までの期間に係る標準報酬月額については、日本年金機構D事務センターの回答及び前述の給料明細書等から、平成28年7月から平成29年8月までは47万円、同年9月から平成30年3月までは50万円とすることが妥当である。

請求期間のうち、平成24年2月6日から平成28年7月1日までの期間について、前述の給

料明細書等から判断すると、請求者は当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額（38万円）を超える報酬月額の支払を事業主から受けていたことが確認又は推認できる。

しかしながら、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該訂正及び保険給付を行うためには、これらの標準報酬月額のいずれもが、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが必要となるところ、請求期間のうち、平成24年2月6日から平成28年7月1日までの期間については、前述の給料明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800518号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800130号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成28年8月1日から平成30年4月20日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成28年8月は30万円を38万円、同年9月から平成30年3月までは30万円を41万円とする。

平成28年8月1日から平成30年4月20日までの期間について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年2月6日から平成30年4月20日まで

年金記録では、A社における標準報酬月額が30万円と記録されているが、実際には、それよりも高い給料が支給されていた。

給料明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を年金額に反映するように訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、訂正請求受付日(平成30年9月4日)において厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅している期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については厚生年金保険法を適用することとなることを踏まえて、平成24年2月6日から平成28年8月1日までの期間については厚生年金特例法を、同年8月1日から平成30年4月20日までの期間については厚生年金保険法を適用し、記録の訂正が認められるか否かを判断することとなる。

請求期間のうち平成28年8月1日から平成30年4月20日までの期間について、請求者提出の給料明細書、A社の代理人弁護士から提出された同社の給料一覧表、同社と顧問契約していたとする税理士提出の源泉徴収簿並びにB金融機関提出の預金取引明細表から判断すると、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額(30万円)を超える報酬月額の支払を事業主から受けていたことが確認できる。

また、日本年金機構C事務センターは、請求者の平成28年8月1日から平成30年4月20日までの期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の算定の基礎となる報酬月額に見合う標準報酬月額について、平成28年8月は38万円、同年9月から平成30年3月までは41万円であると回答している。

したがって、請求者の平成28年8月1日から平成30年4月20日までの期間に係る標準報酬月額については、日本年金機構C事務センターの回答及び前述の給料明細書等から、平成28年8月は38万円、同年9月から平成30年3月までは41万円とすることが妥当である。

請求期間のうち平成24年2月6日から平成28年8月1日までの期間について、前述の源泉徴収簿及び預金取引明細表並びにD市提出の市民税・県民税課税証明書から判断すると、請求

者は当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額（30万円）を超える報酬月額の支払を事業主から受けていたことが確認又は推認できる。

しかしながら、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該訂正及び保険給付を行うためには、これらの標準報酬月額のいずれもが、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが必要となるところ、請求期間のうち、平成24年2月6日から平成28年8月1日までの期間については、前述の源泉徴収簿等により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額である。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち平成24年2月6日から平成28年8月1日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800517号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800131号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成27年4月1日から平成28年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成27年4月から平成28年6月までは20万円を24万円とする。

平成27年4月1日から平成28年7月1日までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成27年4月1日から平成28年7月1日までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間のうち、請求者のA社における平成28年7月1日から平成30年4月20日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成28年7月から平成29年8月までは20万円を24万円、同年9月から平成30年3月までは20万円を26万円とする。

平成28年7月1日から平成30年4月20日までの期間について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年10月8日から平成30年4月20日まで
年金記録では、A社における標準報酬月額が20万円と記録されているが、実際には、それよりも高い給料が支給されていた。

給料明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を年金額に反映するように訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、訂正請求受付日(平成30年8月29日)において厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅している期間については厚生年金特例法を、その他の期間については厚生年金保険法を適用することとなることを踏まえて、平成26年10月8日から平成28年7月1日までの期間については厚生年金特例法を、同年7月1日から平成30年4月20日までの期間については厚生年金保険法を適用し、記録の訂正が認められるか否かを判断することとなる。

請求期間のうち、平成28年7月1日から平成30年4月20日までの期間について、請求者提出の給料明細書、A社の代理人弁護士から提出された同社の給料一覧表、同社と顧問契約していたとする税理士提出の源泉徴収簿及びB金融機関提出の預金取引明細表から判断すると、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額(20万円)を超える報酬月額の支払を事業主から受けていたことが確認できる。

また、日本年金機構C事務センターは、請求者の平成28年7月1日から平成30年4月20日までの期間に係る標準報酬月額の変更又は決定の算定の基礎となる報酬月額に見合う標準報酬月額について、平成28年7月から平成29年8月までは24万円、同年9月から平成30年3月までは26万円であると回答している。

したがって、請求者の平成28年7月1日から平成30年4月20日までの期間に係る標準報酬月額については、日本年金機構C事務センターの回答及び前述の給料明細書等から、平成28年7月から平成29年8月までは24万円、同年9月から平成30年3月までは26万円とすることが妥当である。

請求期間のうち、平成27年4月1日から平成28年7月1日までの期間について、前述の給料明細書及び源泉徴収簿並びにD市提出の市民税・県民税課税証明書から判断すると、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額（20万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額（20万円）に見合う厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の平成27年4月1日から平成28年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書等から確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成27年4月から平成28年6月までは24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち、平成26年10月8日から平成27年4月1日までの期間について、前述の税理士が提出したA社の給与手当に係る総勘定元帳を見ると、当該期間の請求者の給与は20万円と記載されており、オンライン記録の標準報酬月額（20万円）に見合う額となっている。

また、前述の税理士は、「A社の総勘定元帳から預り金勘定を確認したが、平成26年10月から平成27年3月までの期間について、請求者の給与からは、厚生年金保険料を含む社会保険料や源泉所得税は控除されていない。」旨陳述している。

このほか、請求期間のうち、平成26年10月8日から平成27年4月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、平成26年10月8日から平成27年4月1日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800431号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800132号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和47年3月13日、喪失年月日を昭和48年5月1日とし、標準報酬月額については、昭和47年3月から昭和48年3月までは4万5,000円及び同年4月は5万2,000円とすることが必要である。

請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和48年7月1日、喪失年月日を昭和51年1月1日とし、標準報酬月額については、昭和48年7月から昭和49年8月までは5万2,000円、同年9月から昭和50年7月までは6万8,000円及び同年8月から同年12月までは8万6,000円とすることが必要である。

昭和47年3月13日から昭和48年5月1日までの期間及び同年7月1日から昭和51年1月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和47年3月から昭和48年春頃まで
② 昭和48年夏頃から昭和50年頃まで

請求期間①はA社、請求期間②はB社において、いずれも戸籍上の氏名のCではなく、Dと名乗って勤務していた。

Dに係る厚生年金保険の被保険者記録は私の記録であるので、調査の上、請求期間①及び②について、年金記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、Dと名乗りA社に勤務したと主張しているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)において、請求者の生年月日と一致する被保険者氏名がDの基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(昭和47年3月13日資格取得、昭和48年5月1日資格喪失、以下「未統合記録①」という。)が確認できる。

また、請求者から自身が撮影された写真の提出があり、A社に係る被保険者原票において、未統合記録①と同じ昭和47年3月13日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者で、所在の判明した同僚に照会を行ったところ、請求者を知っていると回答のあった同僚二人は、請求者と同じ年に入社し、E県F市G区にある同社の分室において、営業課で一緒に勤務していた旨回答及び陳述しており、請求者も請求期間①当時の同社における勤務状況について、当該同僚二人と符合する陳述をしていることから、請求者が、Dとして同社に勤務していたことが推認できる。

さらに、企業年金連合会から提出されたA社に係る加入員氏名がDの厚生年金基金加入員台帳を見ると、未統合記録①と同一の内容が記されており、請求者に係るE県H市の国民年金受付処理簿及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)には、当時の請求者の戸籍上の氏名であるCで、国民年金手帳の記号番号(後に、基礎年金番号に付番)が払い出されている上、国民年金

受付処理簿等に記載されている住所は、当該加入員台帳の住所と符合している。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録①は、請求者の記録とすることが妥当であり、事業主は、請求者が昭和47年3月13日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和48年5月1日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められる。

なお、請求期間①の標準報酬月額については、前述の被保険者原票の記録から、昭和47年3月から昭和48年3月までは4万5,000円及び同年4月は5万2,000円とすることが妥当である。

請求期間②について、請求者は、Dと名乗りB社に勤務したと主張しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、請求者の生年月日と一致する被保険者氏名がDの基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（昭和48年7月1日資格取得、昭和51年1月1日資格喪失、以下「未統合記録②」という。）が確認できる。

また、請求者は、B社に勤務していた当時に自身が同僚7人と撮影した写真を提出し、当該同僚7人全員の名前を記憶しており、同社の被保険者名簿において、当該同僚7人は、請求期間②当時に同社の被保険者であったことが確認できる上、所在の判明した同僚6人に照会したところ、請求者を知っていると回答のあった5人全員が、請求者は同社に正社員として勤務していたことを覚えている旨回答している。これらのことから、請求期間②において、請求者が、Dとして同社に勤務していたことが推認できる。

さらに、企業年金連合会から提出されたB社に係る加入員氏名がDの厚生年金基金加入員台帳を見ると、未統合記録②と同一の内容が記されており、前述の請求者に係る国民年金受付処理簿及び特殊台帳には、当時の請求者の戸籍上の氏名であるCで、当該加入員台帳と同じ住所が記載されていることが確認できる上、未統合記録②に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日は昭和51年1月1日であり、国民年金受付処理簿等の取得年月日と同日であることから、請求者は、同社を退職した後に国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録②は、請求者の記録とすることが妥当であり、事業主は、請求者が昭和48年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和51年1月1日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

なお、請求期間②の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿の記録から、昭和48年7月から昭和49年8月までは5万2,000円、同年9月から昭和50年7月までは6万8,000円及び同年8月から同年12月までは8万6,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800622号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800050号

第1 結論

平成9年12月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年12月

国民年金の加入手続について、手続の時期や方法等は覚えていないが、平成11年4月から同年8月までの間に、当時住んでいたA県B市C町の自宅に、請求期間の国民年金保険料の納付書が送られてきたので、請求期間が抜けていることを知り、B社会保険事務所(当時)において、当該納付書に現金を添えて、請求期間の国民年金保険料を納付した。

しかし、日本年金機構から送られてきたねんきん定期便を見ると、請求期間が国民年金の未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、住所地の市町村において国民年金の加入手続を行い、被保険者資格を取得する必要があるところ、オンライン記録によると、請求者は、平成11年2月1日にD社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年3月から平成12年11月までの期間について、国民年金保険料の免除が承認されており、その免除申請があった日は平成11年4月9日と記録されていることから、請求者に係る国民年金の加入手続は平成11年2月から同年4月までの間に行われたものと推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び請求者の住所地のB市から提供された国民年金資格記録の電算画面によると、請求者に係る最初の国民年金被保険者資格の取得年月日は、前述の事業所の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日と同日の平成11年2月1日と記録されており、請求者から提出された年金手帳にも同日から第1号被保険者になった旨記載されている。これらのことから、同日より前の期間である請求期間は、国民年金の未加入期間として取り扱われており、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、送られてきた納付書に現金を添えて納付した旨主張しているところ、B市及び日本年金機構E事務センターは、被保険者等が国民年金の加入手続を行った際に、当該手続前の年金記録に国民年金の未加入期間が判明し、過年度納付が可能な期間であったとしても、当該未加入期間に係る加入届を受理する前に過年度納付書を発行することはない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1800512 号
厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1800133 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 支店 (後に、C 社。現在は、D 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 25 年 12 月 31 日まで

昭和 15 年に小学校を卒業後、学校推薦により同年 4 月 1 日付けで A 社 B 支店に正社員として入社し、主に E 職種に従事し、結婚を機に退職するまで 10 年近く勤務したが、年金記録が無い。

C 社に問い合わせたところ、同社企業年金課の担当者から、A 社は、当時、団体郵便年金に加入していたとする情報を入手したので、調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

D 社は、A 社で団体郵便年金に加入していた者について、昭和 19 年 10 月 1 日以降の厚生年金保険は適用除外申請をしていた旨回答しているところ、団体郵便年金の加入者が厚生年金保険の被保険者となる場合において、本人の申請により、厚生年金保険の適用を除外する旨の調整が行われていた。

また、前述の適用を除外する旨の調整が昭和 22 年 9 月 1 日に廃止されたことに伴い、同日まで厚生年金保険の適用を除外されていた者は、同日以降、厚生年金保険の被保険者となるとともに、本人の申請により、適用を除外されていた期間を厚生年金保険の被保険者期間として移管することができたところ、日本年金機構の回答によると、厚生年金保険被保険者台帳 (以下「旧台帳」という。) に団体郵便年金加入の表示がある場合は、適用を除外された期間について、昭和 22 年 9 月 1 日を限度とし、厚生年金保険の被保険者期間として認めるとされている。

しかしながら、A 社 B 支店に係る厚生年金保険被保険者名簿に請求者の記録は確認できない上、請求者に係る旧台帳も見当たらないことから、請求期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 22 年 9 月 1 日までの期間について、請求者が厚生年金保険の適用を除外され、厚生年金保険被保険者期間として移管されたとは考え難い。

また、D 社は、請求者に係る A 社の人事関係書類については一切見当たらなかった旨回答しており、同社 B 支店における請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所から確認することができない。

さらに、A 社 B 支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録があり所在の判明した者に照会し、12 人から回答を得たところ、11 人は請求者を記憶していない上、あとの一人は請求者を記憶しているものの、請求者の勤務状況等まではほとんど覚えていない旨回答しており、これらの者から、同社 B 支店における請求者の請求期間

に係る具体的な勤務実態等を確認することができない。

加えて、請求者は、A社B支店の元従業員として26人の名前を挙げているが、オンライン記録、同社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿等を見ると、前述の回答者のうち二人を除く24人については、被保険者記録が見当たらない、又は被保険者記録が確認できた者についても死亡若しくは所在不明であることから、請求者の請求期間に係る勤務実態等を元従業員に確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、昭和19年10月1日から昭和22年9月1日までの期間について、請求者が厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

また、請求期間のうち、昭和22年9月1日から昭和25年12月31日までの期間について、請求者が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。